

国民健康保険証の更新 新しい保険証を郵送します

現在使用中の国民健康保険証の有効期限は、平成19年7月31日です。7月末までに新しい保険証（一般＝ブルー、退職＝スカイブルー）を配達證明郵便で郵送しますので、8月からは新しい保険証をご使用ください。

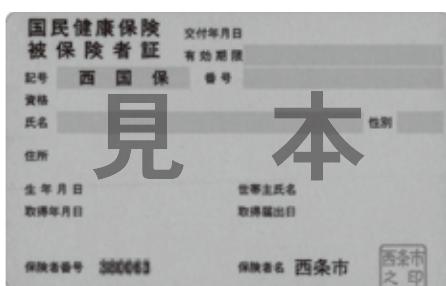
留守などで保険証を受け取れなかつた場合は、住所地の市庁舎市民課・各総合支所市民福祉課でお預かりしています。現在お持ちの保険証など身分を明らかにするものを持参の上、交換してください。

【有効期限の変更について】

65歳～74歳の方の保険証については退職者医療制度の改正のため、平成20年3月31日が有効期限となっています。来年4月以降に65歳になる方は、65歳に到達した月の翌月から新しい保険証にかわりますので、誕生日の月末までが有効期限となっています。

■ 69歳の方

70歳に到達した月の翌月から新しい保険証にかわりますので、誕生日の月末までが有効期限となっています。



新しい国民健康保険被保険者証の色は、一般がブルー、退職がスカイブルーです。

- 老人保健該当者は、老人医療受給者証と加入している
- 国民健康保険証

前期高齢者は、満70歳となる誕生日の翌月1日（1日生

- 市庁舎本館市民課 市民係
- 東予総合支所市民福祉課 市民係
- 丹原総合支所市民福祉課 市民係
- 小松総合支所市民福祉課 市民係

効期限となっています。

【問合せ】

国民健康保険・老人保健 入院時に適用される認定証 を交付します

○ 減額認定証の申請をする方で、申請日から過去1年間の入院日数が90日を超える方は、入院日数を確認できる領収書

まれの人は誕生日の1日）から適用され、前年の所得に応じて、医療機関での一部負担割合が1割または3割となります。

○ 平成19年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行された住民税非課税証明書または住民税課税証明書

すでに前期高齢者になつている方は、毎年7月に前年の所得に応じて判定を行ない、一部負担割合が3割となる方（現役並み所得者）は、同一世帯に課税所得額が145万円以上ある70歳以上の国保被保険者、老人医療受給対象者（65歳以上の老人医療受給対象者を含む）が1人でもいる世帯の方です。

ただし、現役並み所得者の基準に該当する方でも、収入額の合計が一定額（高齢者複数世帯は520万円、高齢者単身世帯は383万円）未満の方は、一部負担割合が1割となりますので、担当課で申請を行なつてください。

- 東予総合支所市民福祉課 市民係
- 総合支所市民福祉課市民生活係
- 市庁舎本館国保医療課国保係（TEL 0897-52-11211）へお問い合わせください。

国民健康保険加入者、老人保健該当者で住民税が非課税率の世帯や一定の条件に該当する方に対して、市では、入院時の食事代を減額する「減額認定証」と入院時の窓口の支払いを自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」の交付を行っています。

交付を受けるには申請が必要です。各認定証は、申請をした月の初日から有効となります。申請月前の食事代や自己負担額は対象となりませんので、認定証が必要な方は早めに申請してください。

すでに認定証の交付を受けている方も、7月31日（火）が有効期限となりますので、7月23日（月）以降早めに更新の申請をしてください。

申請に必要なもの

- 印鑑
- すでに交付を受けている方は減額認定証、限度額適用認定証

○ 市庁舎本館国保医療課 国保係

国民健康保険前期高齢者の 診療における一部負担割合

満70歳になられた方（一定の障害があり、すでに老人保健制度に該当している方を除く）は、75歳になつて老人保健制度に切り替わるまで

の期間、老人保健医療制度と同様の自己負担割合で診療を受けることができます。

- 市庁舎本館国保医療課 国保係

○ 東予総合支所市民福祉課市民生活係

○ 老人保健該当者は、老人医療受給者証と加入している

○ 国民健康保険証

○ 前期高齢者は、満70歳となる誕生日の翌月1日（1日生